

「取引所株価指数証拠金取引に関する約款」の一部改正について

下線部変更  
(2020年4月1日)

現 行	変 更 後
<p>第32条（解 約） お客様から解約の申出があった場合、本規定は解約されるものとします。</p> <p>2 お客様が、次の各号のいずれかに該当する場合、第5条第3項第3号に該当した場合、第26条の規定に違反した場合または第29条第1項および第2項各号のいずれかに該当した場合には、当社は、お客様に解約の通知をすることにより、ただちに本規定を解約できるものとします。</p> <p>(1)～(7) (省 略)</p> <p><u>(8)お客様が、第33条に定める本規定の変更に同意しない場合。</u></p> <p>4～6 (省 略)</p>	<p>第32条（解 約） お客様から解約の申出があった場合、本規定は解約されるものとします。</p> <p>2 お客様が、次の各号のいずれかに該当する場合、第5条第3項第3号に該当した場合、第26条の規定に違反した場合または第29条第1項および第2項各号のいずれかに該当した場合には、当社は、お客様に解約の通知をすることにより、ただちに本規定を解約できるものとします。</p> <p>(1)～(7) (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>4～6 (現行どおり)</p>
<p>第33条（変更および承認） 本規定は、法令、諸規則および取引所規則等の変更があった場合、監督官庁、取引所もしくは日本証券業協会の指示があった場合、または当社が本規定の変更が必要であると判断した場合は、予告なく変更されることがあります。</p> <p>2～4 (省 略)</p>	<p>第33条（変更および承認） 本規定は、法令、諸規則および取引所規則等の変更があった場合、監督官庁、取引所もしくは日本証券業協会の指示があった場合、または当社が本規定の変更が必要であると判断した場合は、<u>民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。改訂を行う旨および改訂後の規定ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネットまたはその他の方法により周知いたします。</u></p> <p>2～4 (現行どおり)</p>
<p>附則 本規定は、<u>2019年9月30日</u>より施行する。</p>	<p>附則 本規定は、<u>2020年4月1日</u>より施行する。</p>